

## 来鉢村のあれこれ

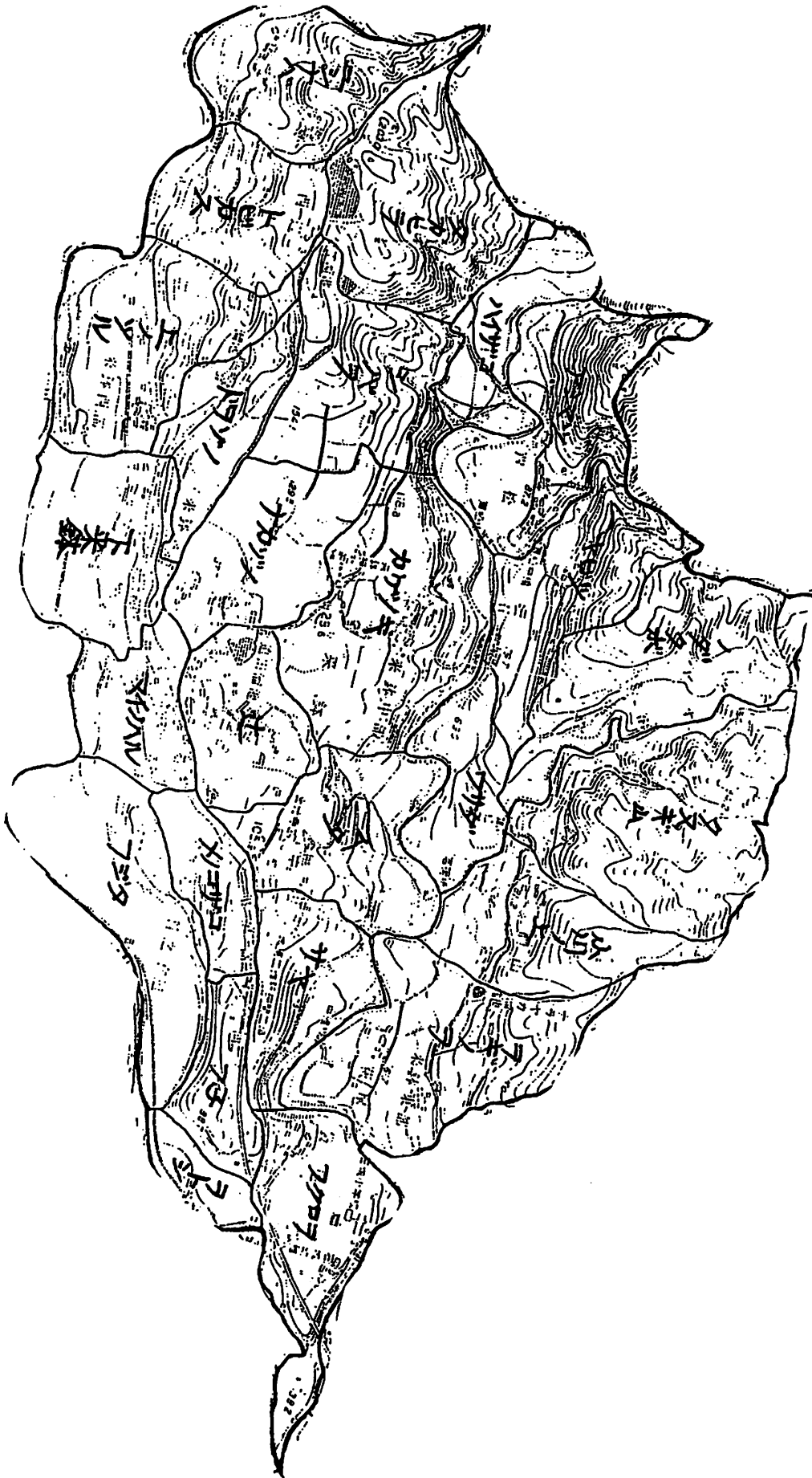
佐藤 末喜

江戸時代初期の府内藩主・竹中重利は慶長十三年（一六〇八）に検地を行い、それに基づいて郷村支配組織を定め、町組・里郷・中郷・奥郷のいわゆる一町三郷制を敷き、郷の下に数ヶ村から十数ヶ村で構成する組を置いた。中郷は来鉢組、内成組、下市組の三組制となり、来鉢組大庄屋加藤氏が田浦村・白木村・大山村・志手村・椎迫村・金谷迫村・由原村・来鉢村・黒野村・古原村・三船村・東院村の十二ヶ村の村政を支配した。一見してわかる通り旧阿南荘と笠和郷との入組になっており、現在の大分市域や旧由布川村に及ぶ広大な地域を任せられた大庄屋の居住地として、江戸時代を通じて来鉢は非常に重要な村であった。明治二十二年に内成村・田代村・来鉢村・七蔵司村・高崎村・宮苑村の六村が合併して石城川村が誕生したが、村役場や郵便局、駐在所、尋常高等小学校等は来鉢に置かれた村の中心地であった。時代は移って昭和の大合併で挾間町になった際、石城川村のうち高崎の机帳原地区が大分市に内成は別府市に、宮苑は大分町にと文字通り四分五裂となり、かつての中心地としての存在感が大きく薄れた。さらに平成に由布市が誕生するに及んでは市の中心部からはまさに辺境に属する地域性もあって、政治的・文化的・社会的にもかつての栄光は遠く霞んでしまった。

### \*来鉢井窪

来鉢の地名が歴史上はじめて出てくるのは、乾元二年五月（一三〇二）の豊後国阿南庄松富名号狭間村半分新田畠実検事に「一来鉢井窪分」とあるのが唯一の史料である。（大友文書／県資料二六）この文書は中世荘園村落を研究する上で、欠くことの出来ない貴重な資料であるが、これによると松富名は別名を狭間村と呼ばれていたことが分かる。その範囲は挾間町全域と庄内町大龍地区に及ぶ広大な地域であり、狭間氏が小地頭として支配している名であるという意味であろう。弘安八年（一二八五）に大友三代頼泰が幕府に提出した弘安図田帳によれば、「阿南荘八十町、領家室大納言、地頭守護所並狭間尼公生蓮孫忠用鬼丸伝領、今又四郎直親、松富名三十五町、地頭職狭間尼公生蓮跡同前」とある。これを平易に解釈すれば、阿南荘八十町の領家は西園寺公経で惣地頭職は大友頼泰と狭間直親が折半、松富名三十五町の小地頭職は狭間直親であるということになる。狭間直親は狭間初代直重（大友親秀の四男）の孫である。この松富名が乾元二年に中分されて北方が大友惣領家、南方が狭間直親に区分された。狭間直親は松富名の半分を大友惣領家に取り上げられたということである。来鉢井窪分は北方に属し大友惣領家の所帯するところとなった。実検帳に出ている坪名の中で、「ふちた」は現在でも目の小迫地区に「藤田」という小字が残っており、「おとし」も同様に小字として残っている。「なへ」は西辺（にしなべ）のことではないかと思われる。「井窪」であるが現在迫田溜池のある近くに「いくぼ」という名称が残っている。明治十五年の「大分

縣町村字小名取調書」に、中苑（竹ノ上・猪ノ久保）とある。「井窪」は「猪ノ久保」と書かれるようになったのかもしれない。



三六 阿南庄松富名半分新田畠實檢帳案

○大友文書  
大分県史料二六

注進

豊後國阿南庄松富名號狹間村號狹間半分新田畠實檢事、

合

一來鉢井窪分

田代

くちら	一所三百歩	一斗五舁代	五郎
同しり	一所六十歩	同	尺迦太郎
おき	一所三百卅歩	同	みやとう二郎
同しり	一所小	同	五郎
くわハラ	一所大卅歩	同	むくら犬二郎
ふちたの なかしま	一所一段	同	尺迦太郎
ふちた	一所大	二斗代	彌五郎
同	一所一段半	同	とくほうし太郎
同	一所二段	同	自分

阿南庄

たのひら	一所小	一斗代	むくら犬二郎
あかふち	一所小	三斗七舁 五合代	五郎
おとし	一所二段	一斗六舁代	彌五郎
同	一所大	一斗五舁代	自分
同	一所三百歩	同	彌五郎
なへ	一所一段卅歩	同	むくら二郎
同しり	一所百歩	同	自分
きたかわ	一所大	一斗代	みや藤二郎
くちら	一所小	同	五郎
みやか わら	一所大	同	自分
同	一所廿歩	同	尺迦太郎
くゑふち	一所六十歩	同	同人
うりう島	一所一段	同	とくほうし太郎
已上	二町六段半卅歩		
(發物) せいもつ	あい六わ	あかね一こん	お四そく

\*金光寺文書

来鉢にある金光寺は、慶安二年（一六四九）に建立された存重寺が明治二十八年に寺号改称した寺名である。明治四十四年版の豊後国大分郡神社明細牒によれば、「本願寺末 真宗大谷派 本尊阿弥陀仏 由緒く当寺開基浄専ハ元当村平民阿部重右エ門ナル者剃髪シテ本山ニ詣テ釈浄専ト法名ヲ授リ慶安二巳丑年四月十四日宣如法主ヨリ本尊並ニ寺号ヲ賜リ一寺ヲ建立ス」とある。以下に掲げるのは寺が保管してきた古文書の一つである。

覚

一 先年婚礼離檀申談各様御印形相濟候上者何方より縁談御座候而も婚礼相濟候上者其檀那寺より葬式可致心得に御座候

万一離檀不致否と申他寺を引請葬式以多し候義者御相談後ハ決而相不成義と相心得居申候

且家之者本人者勿論外檀那寺より彼是故障申義御座候ハ親里江指返候様兼而檀中へ申聞置候

各様方右御約定通之思召に御座候ハハ御印形成被下度 此度少々趣意違御座候ニ付改而是迄之思召御尋申上候 各様御相談之思召相

違無御座候ハハ此廻文ニ御印形可被下候  
先者右之段得貴意度早々如此御座候

天保十二丑年（一八四一）

九月

来鉢村

存重寺

（註・宛先の寺名は十二寺）

暫岸寺 龍祥寺 極楽寺 即願寺 敬信寺 蓮台寺 法泉寺 徳台寺  
西岸寺 西光寺 惟福寺 龍雲寺

口語訳

「先年、婚礼して離檀した人の後の始末について各寺院で申し合わせをし捺印した上は、どこから縁談があるうとも婚礼が済めばその婚家先の檀那寺より葬式を出すべきである。万一結婚しても離檀せず以外のお寺で葬式をすることは、先の相談後は決して認めることができないと心得ている。家の者本人は勿論檀那寺よりこのことについて、かれこれ異議を言うことがあれば、親里へ差し戻すようにかねてより檀家一同に申し聞かせてある。各寺院におかれてはこの約定に異議がなければ印鑑を押してもらいたい。このたび少々趣意違いのことがあったので、改めてこれまでの取り決めでよろしいかをお尋ねしたい。各寺院で相談した取り決めでよろしいのならこの廻文に印鑑を押してもらいたい。まずは以上のことについて御了承頂きたく書面に認めた次第である。」

葬式の出し方について、近隣のお寺が約定を交わして確認しあうという珍しい文書である。存重寺が出状元になっている理由は不明であるが、浄土真宗はもともと葬儀の指示について細かく指示を与えている寺院があるがそうした伝統が背景にあるのであろうか。「日本思想体系―蓮如」の中に、「親が他の宗派で死んだ場合、子供は門徒でありながら、天台、真言など他宗派で弔うことは、当宗派では大変に嫌っている。たとえ他宗で死んだとしても、のちに救

われることがある。」の一節がある。葬儀の仕方について真宗は厳しい教えを持っているといえる。

ところで金光寺の山号は蛙原山という。来鉢という地名の前には、この地は「蛙が原」と呼ばれていた。その名残が蛙原山金光寺の山号として今日に繋がっているであろう。

### \*萩八幡宮

オギノオ集落の加藤貴朗さん宅の敷地うちに「萩八幡宮」という小祠がある。天保拾巳亥年（一八三九）の創立である。この「萩八幡宮」が建てられたいきさつをあれこれ詮索してみる。まず「萩八幡宮」の「萩」は何をさすのか。おそらく地名にかかわりがあるろう。府内藩時代の豊府略記によると当時の来鉢の地名として「古園、無田、竹の中、一ノ原、板屋平、袋、鬼塚、杉ノ木、辻、法師園、小影木、中園、竹ノ上、目ノ子迫、萩ノ尾、なら山、くぬぎ山、綿田、芦松、影ノ木、下来鉢、平石、底津留、西鍋、久保津留、丸田」が挙げられている。明治十五年の「大分縣各町村小名取調書」には、「西辺、中苑（竹ノ上・猪ノ久保）、鉢ノ久保、辻（市ノ原）、無田（竹ノ内）、目ノ子迫（藤田）、袋、萩尾（平原・柗山）、芦松（矢櫃）、影ノ木、下来鉢（古苑・上屋敷・今在木）、丸田」と表示されている。オギノオの表示が「萩」と「萩」と二通りに書かれている。広辞林を引いてみると、「萩」イネ科の多年草。水辺に自生する。「萩」マメ科の多年草。山野に自生し、また庭園に栽培される。」とあり全く別種の多年草である。おそらく「オギノオ」を表示する

のに、「萩」「萩」が混用されていたのではないかと思われる。萩八幡宮が建立された背景として考えられるのは、天災・飢饉への祈りであろう。江戸時代は天災が多く農村は常に飢饉にさらされていた。享保、天明、天保を三大飢饉というが、とくに天明七年の凶作は最も大きな被害を郷土・中郷の各村に与え、作柄は平年の半分にも満たない惨状であった。食料に不足する農民が藩に飢飯料の拝借を願っているが、天保七年十一月の飢飯料拝借数をみると、来鉢村七十五人、三船村二十三人、黒野村五人（大分市史による）とあり、来鉢村が突出している。

加藤氏のご先祖は村役・組頭として、天災による飢饉の惨状に思いを致し、この飢饉を免れるために「八幡宮」を建立したのではないかと推察している。

天  
萩八幡宮  
下

上棟奉造立萩八幡御社  
一于願主 状次組頭馬〇  
天保拾巳亥年

